鳥取県告示第137号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ両三柳店

米子市両三柳58-2外

2 承継により変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也

岡山県津山市一方228

変更後 有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1

3 承継があった年月日

平成11年2月22日

4 承継の理由

店舗運営を移管したため

5 承継に係る店舗面積

1,909 平方メートル

6 届出年月日

平成25年2月19日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成25年3月1日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課